

国税庁報告資料

令和元年 9 月 19 日

国税庁課税部酒税課

国税庁における酒類の表示の適正化に関する取組

- 国税庁では、酒類製造業者に対して、酒税の保全の観点からの酒類の容器等への表示事項（品目、アルコール分、税率の適用区分など）並びに酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益の保護の観点からの表示事項（清酒等の製法品質に関する事項や未成年者の飲酒は禁止されている旨など）の確認調査（表示事項確認調査）を実施している。
- また、酒類の品質、安全性及び適正表示の確保を図るため、市場に流通している酒類を小売販売場から買い上げ、成分、品質及び表示事項を調査（市販酒類買い上げ調査）しており、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造業者に対する表示事項確認調査を実施するなどにより表示の適正化に取り組んでいる。

（参 考）

【酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数】

（単位：件）

事務年度 (7月1日～6月30日)	平成28年度	29年度	30年度
調査実施件数	757	684	682

【市販酒類買い上げ調査件数】

（単位：件）

会計年度	平成28年度	29年度	30年度（速報値）
調査件数	2,674	2,404	2,336